

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその働き方を見直し、仕事と子育てを両立することや能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1:「仕事と子育ての両立」・「仕事と生活の調和」を図るため、男性の育児休業の取得が85%となるよう促進していく。

※参考 令和6年度 男性職員の育休取得実績 40%

<対策>

- 取得率の確認。企画立案。
- 対象職員およびその上席者に対する個別面談による周知。
(制度利用の可能性が発生した職員全員へ実施)
- 前年度の取得状況の数値把握。取得状況・取組の検証・改善点検討。

目標2:「仕事と子育ての両立」・「仕事と生活の調和」を図るため、フルタイム職員の一人当たり所定外労働及び法定休日労働の合計時間を120時間未満となるよう毎月2日程度のノー残業デーを実施する。

※参考 令和6年度 職員一人当たり所定外労働
及び法定休日労働の合計時間 128時間

<対策>

- 実態調査、経営会議等での検討。
- 正式導入。職員へ周知。
- 導入後の検証・改善（実施状況により日数増加を検討）。

以上